

令和5年第4回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第86号 令和5年度狭山市一般会計補正予算（第6号） 歳出8款土木費

8款 土木費

○400本以上のナラ枯れが発生している中で、今後の対応をどのように考えているか。

●ナラ枯れは、今現在、抜本的な対策が難しいところであるが、拡散防止を図り、人や建物に危害が及ばないようにするために、一番効果的な対策は伐採をすることであり、今後も、ナラ枯れを発見次第順次対策していきたいと考えている。

○ナラ枯れは、さらに増えているのか。

●さらに増えている。

○今後もナラ枯れが増えるということだが、対策としての薬品はあるのか。

●薬品については、いろいろな製品がある。薬品以外にも、幹を巻いて保護する製品もあるが、いずれもあまり効果がないと言われているため、伐採する対策を講じている。

○市内のナラの木の本数は、伐採した後、木を植樹する予定があるのか。また、植樹する場合、どんな木を考えているか。

●市内のナラの木の本数は、把握できていない。植樹については、木が密に生えている部分は、伐採することによって日が入るようになり、ドングリが芽吹くといった自然の萌芽更新が期待できると考えている。密ではない部分については、指定管理者と協力し、これまでも合計で52本ほど補植した。木の種類は、コナラの木を補植している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号 市道路線の認定について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号 市道路線の廃止について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号 市道路線の認定について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号 市道路線の認定について

○従前道路市道B第311号線は農地の中を通過していたもので、幅1.82メートルと狭く、利用者はほとんどいない状態であった。それを開発により付け替えたようだが、開発者に払い下げることはできなかったのか。

●従前道路市道B第311号線は、市道側から県道側の方向に公共下水道の污水管が埋設されており、その機能は廃止することができないことから、道路の払下げをせずに、道路の付替えと併せて公共下水道污水管の移設を行い、従前機能の担保を図った。

○市道B第744号線は砂利敷きであったが、舗装道路にすることはできなかったのか。

●従前の道路は、農地と農地の間にある狭隘な未舗装の道路であり、機能の付替えにおいて同等の道路とすることを基本としている。

○一部だけ舗装がされているが、その理由は。

●一部だけ舗装されているのは、開発の事前協議の中で既設道路と接続する起点、終点、マンホール周りは、維持管理に配慮し、アスファルト舗装をすることで協議し施行した。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号 市道路線の廃止について

○廃止する路線上に、既に民間施設が建築されているが、なぜこのタイミングでの廃止なのか。

●開発行為は、昨年度前より協議等を進めており、協議の中で、廃止する道路は、先に従前の道路機能を担保する施工をし、今回の認定と併せて廃止とするものである。担保されていない中での手続きではなく、先に道路機能を担保してからの手続となる。

○担保というのは、新設された道路が完全に補償されてからということ意味か。

●従前の道路としての機能、また、道路の中にある公共下水道污水管も含めた公共施設の機能が先に担保されたことで、認定と廃止の手続きを併せて行うものである。

○市道が廃止される前は、その道路は市の所有物であるが、市道を廃止される前に民間の建築物が建つことがあるのか。また、本来、市道の上に建物は建てられないものであるが、市道の上に建物を建てられる理由は。

●土地利用計画の中で、従前の道路と同等の土地の付替えがされ、権原が処理をされることを確認した上で施工となる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号 市道路線の認定について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号 市道路線の廃止について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号 市道路線の認定について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号 市道路線の廃止について

質疑なし

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号 市道路線の認定について

○認定路線は開発行為によるものが多く、市の開発が進んでいるものと思われるが、昨年度から今年度の市道認定案件のうち、開発による帰属道路はどの程度あったのか。また、その開発により宅地造成された住宅戸数はどの程度か。

●令和4年度は市道認定3件のうち、開発案件が3件、46戸であり、令和5年度は、現時点で、市道認定が13件のうち開発案件が6件、66戸である。

○令和4年度から令和5年度にかけて、開発案件が増えた要因として考えられることは。

●昨年12月8日で生産緑地地区が指定から30年経過したことで、行為制限が解除となった生産緑地が多くあり、その土地利用状況は、市内で100戸以上の住宅建設が進んでいる状況であり、開発案件が増加する一因となっている。

○市道の認定案件の今後の見通しはどのように考えているか。

●現時点で、今後、市道認定につながるものが想定され帰属道路を伴う開発案件については、おおむね6件、住宅戸数124戸程度であることが見込まれる。本市においては、人口は緩やかに減少しているが、令和2年度から令和4年度においては、転入者が転出者を上回る社会増が続いており、この状況を踏まえ、宅地の分譲等を求めて開発案件が今後も見込まれることから、さらに転入増が想定される。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。